

令和 6 年石巻市議会第 3 回定例会提出議案一覧

1 決算認定（3 件）

- （1）認定第 1 号 令和 5 年度石巻市一般会計及び各種特別会計決算認定について
- （2）認定第 2 号 令和 5 年度石巻市病院事業会計決算認定について
- （3）認定第 3 号 令和 5 年度石巻市下水道事業会計決算認定について

2 令和 5 年度普通会計の指数等状況

3 令和 5 年度地方消費税交付金（社会保障財源化分）の使途について

4 条例議案（9 件）

- （1）第 77 号議案 石巻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

＜改正理由＞

「母体保護法の施行規則等の一部を改正する内閣府令」の公布により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が改正されたことに伴い、本条例を改正する必要が生じたもの。

改正内容については、保育所等の重要事項の書面掲示の義務付けを見直し、書面掲示に加え、インターネットを利用して閲覧ができるようにすること、保育所等の重要事項の説明書等の交付に代えて電磁的記録により提供する場合において、具体的な記録媒体の種類を示さない形の「電磁的記録媒体」に表記を改め、文言を適正化するもの。

また、現行条例は、国の基準に準じて規定していることから、今回の内閣府令の改正を機に、国の規定を引用する条文に改めるため、全部改正するもの。

＜改正内容＞

第 1 条から第 3 条

趣旨、定義、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について規定するもの。

附則

施行期日を公布の日とするもの。

（２）第 78 号議案 石巻市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

<改正理由>

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令」の公布により、満 3 歳以上の保育児童数に対する保育士数の見直しが行われたことに伴い、本条例を改正する必要が生じたもの。

改正内容については、満 3 歳児の職員配置基準を「児童 20 人につき保育士 1 人」から「児童 15 人につき保育士 1 人」へ、また、満 4 歳以上児の職員配置基準を「児童 30 人につき保育士 1 人」から「児童 25 人につき保育士 1 人」へ改めるもの。

また、現行条例は、国の基準に準じて規定していることから、今回の内閣府令の改正を機に、国の規定を引用する条文に改めるため、全部改正するもの。

<改正内容>

第 1 条から第 3 条

趣旨、定義、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について規定するもの。

附則

施行期日を公布の日とするもの。

（３）第 79 号議案 石巻市長寿社会対策基金条例を廃止する条例

<廃止理由>

地域における福祉活動の促進、快適な生活環境の形成等、本格的な高齢化社会の到来に対応した施策を推進し、もって地域の振興と住民福祉の向上を図るために基金を設置していたが、今年度の高齢福祉事業関係予算への活用をもって基金全額を取り崩すことから、本条例を廃止するもの。

<内容>

石巻市長寿社会対策基金条例を廃止するもの。

附則

施行期日を令和 6 年 1 月 1 日とするもの。

(4) 第80号議案 石巻市立学校設置条例の一部を改正する条例

<改正理由>

昨年2月に策定した「第2期石巻市公立幼稚園・保育所・こども園再編計画」に基づき、施設の老朽化や園児数の減少が進み、他の認定こども園で現行の役割を担うことが可能である石巻市立住吉幼稚園を廃止するため、本条例の一部を改正するもの。

<改正内容>

第2条の表

次の名称及び位置を削除するもの。

名称	位置
石巻市立住吉幼稚園	石巻市南中里一丁目8番25号

附則

施行期日を令和7年4月1日とするもの。

(5) 第81号議案 石巻市博物館協議会条例の一部を改正する条例

<改正理由>

石巻市博物館が博物館法第2条第1項に規定する宮城県教育委員会の登録を受けた博物館ではなく、法定の博物館協議会を設置できないことが判明したことに伴い、同法第23条第1項の規定に基づき設置することとしている博物館協議会を任意設置とするほか、同協議会への諮問者及び会議の招集者を改めるため、本条例の一部を改正するもの。

<改正内容>

第1条

石巻市博物館の運営に関し、諮問する者を「博物館長」から「教育長」に改めるとともに、文言の整理を行うもの。

附則第2項

委員が委嘱された後、最初に招集すべき会議の招集者を「博物館長」から「教育長」に改めるもの。

附則

施行期日を令和6年10月1日とするもの。

（６）第８２号議案 石巻市保育所条例の一部を改正する条例

＜改正理由＞

昨年２月に策定した「第２期石巻市公立幼稚園・保育所・こども園再編計画」に基づき、老朽化が著しい石巻市立鹿妻保育所及び石巻市立若草保育所について、代替となる民間保育園の開設に伴い廃止するため、本条例の一部を改正するもの。

＜改正内容＞

別表第１

次の名称及び位置を削除するもの。

名称	位置
石巻市立鹿妻保育所	石巻市鹿妻北二丁目６番３号
石巻市立若草保育所	石巻市向陽町四丁目８番８号

附則

施行期日を令和７年４月１日とするもの。

（７）第８３号議案 石巻市かもめ学園条例の一部を改正する条例

＜改正理由＞

「児童福祉法等の一部を改正する法律」が本年４月に施行され、これまで福祉型、医療型に分類されていた児童発達支援の一元化が行われ、児童福祉法の条項が整理されたことに伴い、本条例の一部を改正するもの。

＜改正内容＞

第２条第２項

法改正に伴い引用条項を改めるもの。

附則

施行期日を公布の日とし、改正後の条例の規定は令和６年４月１日から適用するもの。

(8) 第84号議案 石巻市子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例

<改正理由>

昨年公布された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」により、本年12月2日からマイナンバーカードと健康保険証が一体化され、現行の各種医療保険の被保険者証が同日以降発行されなくなることに伴い、石巻市子ども医療費の助成に関する条例ほか2条例の一部を改正するもの。

<改正内容>

○第1条 石巻市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正

○第2条 石巻市重度心身障害者等医療費の助成に関する条例の一部改正

○第3条 石巻市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部改正

各条例について、いずれも被保険者証の廃止により、医療機関において各種医療費助成の対象となる療養の給付を受けようとする際には、マイナンバーカードによるオンライン資格確認が基本となることに伴い、文言の整理を行うもの。

○附則

施行期日を令和6年12月2日とするもの。

(9) 第85号議案 石巻市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

<改正理由>

都市計画法第19条第1項の規定に基づき、新たに地区計画が決定された西道下地区整備計画区域において、建築物の制限を規定するほか、文言の整理を行うため、本条例の一部を改正するもの。

<改正内容>

別表第1

本条例の適用区域に「西道下地区整備計画区域」を追加するもの。

別表第2

蛇田中央地区整備計画区域等における建築物の用途の制限について文言の整理を行うとともに、地区整備計画区域に「西道下地区整備計画区域」を追加し、商業地区、医療拠点地区、沿道サービス地区における建築物の用途及び建築物の壁面の位置の制限をそれぞれ規定するもの。

附則

施行期日を令和6年10月1日とするもの。

5 予算議案（5件）

- （1）第86号議案 令和6年度石巻市一般会計補正予算（第2号）
- （2）第87号議案 令和6年度石巻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- （3）第88号議案 令和6年度石巻市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- （4）第89号議案 令和6年度石巻市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- （5）第90号議案 令和6年度石巻市下水道事業会計補正予算（第1号）

＜概要はP.13～P.18のとおり＞

6 条例外議案（10件）

- （1）第76号議案 令和5年度石巻市下水道事業会計利益剰余金の処分について

＜内 容＞

地方公営企業法の財務規定を適用する下水道事業会計において、令和5年度の決算に伴い、利益剰余金の処分が必要なため、令和5年度末処分利益剰余金6億7,268万3,581円のうち、1億8,090万6,717円を減債積立金として積み立て、3億8,543万5,324円を組入資本金へ組み入れ、残りの1億634万1,540円を翌年度へ繰り越すことについて、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるもの。

（参考）令和5年度石巻市下水道事業剰余金処分計算書

（単位：円）

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
令和5年度末残高	632,022,892	4,757,129,203	672,683,581
議会の議決による処分数額	385,435,324	0	△ 566,342,041
減債積立金の積立	0	0	△ 180,906,717
組入資本金へ組入	385,435,324	0	△ 385,435,324
処分後残高	1,017,458,216	4,757,129,203	106,341,540

(2) 第91号議案 工事請負の契約締結について
(蛇田中学校校舎長寿命化改修その他工事)

<内 容>

- ・工事場所 石巻市茜平五丁目3番地1
- ・契約の方法 制限付き一般競争入札（総合評価方式）
- ・契約金額 金916,300,000円
- ・契約の相手方 丸本組・日本製紙石巻テクノ特定建設工事共同企業体
代表者
石巻市恵み野三丁目1番地2
株式会社丸本組
代表取締役 佐藤 昌良

(3) 第92号議案 工事請負の契約締結について
(蛇田中学校校舎長寿命化改修電気設備その他工事)

<内 容>

- ・工事場所 石巻市茜平五丁目3番地1
- ・契約の方法 制限付き一般競争入札（総合評価方式）
- ・契約金額 金265,100,000円
- ・契約の相手方 石巻市須江字壘石前1番地25
株式会社協和産業
代表取締役 四野見 達也

(4) 第93号議案 工事請負の契約締結について
(蛇田中学校校舎長寿命化改修機械設備その他工事)

<内 容>

- ・工事場所 石巻市茜平五丁目3番地1
- ・契約の方法 制限付き一般競争入札（総合評価方式）
- ・契約金額 金271,700,000円
- ・契約の相手方 石巻市蛇田字新下沼3番地の2
共栄設備株式会社
代表取締役 高橋 文彦

(5) 第94号議案 工事請負契約の一部変更について
(小網倉漁港船揚場整備工事)

<内 容>

- ・請負者 石巻市大街道北三丁目7番27号
新東総業株式会社
代表取締役社長 新 田 秀 悦
- ・契約金額 変更前 金155,656,600円
変更後 金159,585,800円

(6) 第95号議案 工事請負契約の一部変更について
(的場橋橋梁災害復旧工事)

<内 容>

- ・請負者 石巻市南中里三丁目15番21号
株式会社瀬崎組
代表取締役 瀬 崎 茂 貴
- ・契約金額 変更前 金171,982,800円
変更後 金161,779,200円

(7) 第96号議案 工事請負契約の一部変更について
(東中瀬橋橋梁下部工新設(その2)工事)

<内 容>

- ・請負者 石巻市大街道南二丁目9番13号
遠藤興業株式会社
代表取締役 遠 藤 治 興
- ・契約金額 変更前 金352,880,000円
変更後 金400,937,900円

(8) 第97号議案 道路事故の和解及び損害賠償額の決定について

＜内 容＞

昨年7月23日に発生した道路管理瑕疵による事故について、相手方との協議が調ったことから、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき議会の議決を求めるもの。

事故の内容は、相手方車両が石巻市鮎川浜黒崎地内の市道御番所線を走行中、路上にあった道路法面からの落石を回避しようとしたところ、道路法面に衝突し、車両が大きく損傷したほか、頸椎捻挫等のけがを負ったもので、市の過失割合を3割と認め、物的損害に対し228万円、人的損害に対し35万4,003円、総額263万4,003円を支払うもの。

(9) 第98号議案 字の区域を変更することについて

＜内 容＞

宮城北部森林管理署が所管する荻浜地区内の大鳥屋山国有林について、県道用地として買受けの希望があり、宮城北部森林管理署において売払いを行うために、表題登記の地番を設定する必要があることから、当該国有林野の一部を「小積浜字田ノ入山」に編入することについて、地方自治法第260条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるもの。

(10) 第99号議案 市道路線の認定について

＜内 容＞

市道路線の認定の内訳

区別	内 容	路線数	延長 (m)
認定	私道の寄附申出によるもの (石巻地区)	1 路線	8 7 . 0 0

令和5年度 一般会計・特別会計決算額調

(単位:千円)

区 分	歳入決算額	歳出決算額	差引残額	備 考	
一 般 会 計	88,142,485	85,767,939	2,374,546	基金積立	954,218
				翌年度繰越金	950,000
				繰越明許費	347,997
				事故繰越し	122,331
特 別 会 計	33,560,399	33,372,538	187,861		
水産物地方卸売市場事業	639,827	639,827	0		
国民健康保険事業	16,004,252	15,957,241	47,011	基金積立	47,011
後期高齢者医療	2,054,359	2,034,649	19,710	翌年度繰越金	19,710
介護保険事業	14,861,961	14,740,821	121,140	基金積立	121,140
合 計	121,702,884	119,140,477	2,562,407		

令和5年度 病院事業会計決算額調

(単位:千円、消費税含)

区 分	収入決算額	支出決算額	差引残額	備 考	
収益の収入及び支出	4,864,257	5,101,118	▲ 236,861		
資本の収入及び支出	318,672	400,672	▲ 82,000		
合 計	5,182,929	5,501,790	▲ 318,861		

令和5年度 下水道事業会計決算額調

(単位:千円、消費税含)

区 分	収入決算額	支出決算額	差引残額	備 考	
収益の収入及び支出	8,766,419	8,215,811	550,608		
資本の収入及び支出	6,663,599	8,896,098	▲ 2,232,499		
合 計	15,430,018	17,111,909	▲ 1,681,891		

令和５年度普通会計の指数等状況

1 健全化判断比率の状況

(単位：％)

区 分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	8.2	14.7

【参考】

早期健全化基準	11.46	16.46	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

2 資金不足比率の状況

(単位：％)

区 分	水産物地方卸売 市場事業特別会計	病院事業会計	下水道事業会計
資金不足比率	—	—	—

【参考】

経営健全化基準	20.0 (全事業共通)
---------	-----------------

3 その他の財政指標等

区 分	財政指標等
基準財政収入額(千円)	18,523,704
基準財政需要額(千円)	34,931,804
標準財政規模(千円)	40,021,657
財政力指数	0.53
実質収支比率(％)	4.3
経常収支比率(％)	100.9
財政調整基金現在高(千円)	8,141,029
地方債現在高(千円)	70,945,482

令和5年度 地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途について

消費税率の引き上げ(平成26年4月1日より5%から8%、令和元年10月1日より8%から10%)に伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和5年度石巻市一般会計決算における社会保障施策関連経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 19.3億円
 【歳出】 社会保障4経費(年金・医療・介護・子育て)その他社会保障施策に要する経費 213.7億円

(単位:千円)

事業名(予算説明書の目の名称)		経 費 (決算額)	財 源 内 訳					
			特 定 財 源				一 般 財 源	
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	社会保障財源化分の地方消費税交付金	その他
社会福祉	3.1.1 社会福祉総務費	266,789	4,562	544		10,487	44,828	206,368
	3.1.3 障害者福祉費	57,844		565			10,222	47,057
	3.1.4 障害者自立支援費	3,130,502	1,565,604	778,663		330	140,251	645,654
	3.1.5 地域生活支援事業費	288,849	51,937	27,858		50	37,298	171,706
	3.1.6 特別障害者手当等措置費	59,655	44,607				2,685	12,363
	3.1.7 心身障害者医療対策費	292,359		142,527			26,739	123,093
	3.1.8 子ども医療対策費	566,009		76,277	57,000		77,224	355,508
	3.1.11 市民相談センター費	5,535					988	4,547
	3.1.12 権利擁護推進費	1,867	1,017	7			150	693
	3.1.13 生活困窮者自立支援費	57,827	32,748				4,476	20,603
	3.2.1 老人福祉総務費	25,937		3,536		16,808	998	4,595
	3.2.2 在宅老人福祉費	59,918				53,778	1,096	5,044
	3.2.3 老人福祉施設費	124,330	14,484	53,052		5,531	9,148	42,115
	3.2.4 老人保護費	247,303				32,132	38,399	176,772
	3.3.1 児童福祉総務費	2,465,711	1,276,721	473,705		158,320	99,395	457,570
	3.3.2 児童手当費	1,651,290	1,142,627	254,735		7	45,314	208,607
	3.3.3 児童扶養手当費	620,285	207,443				73,675	339,167
	3.3.4 母子福祉費	38,494	10,236	11,502			2,990	13,766
	3.3.6 一時保育事業管理費	3,293	1,338	1,338		10	108	499
	3.3.7 障害児福祉費	536,773	260,024	129,326			26,309	121,114
	3.4.2 扶助費	2,649,875	1,957,304	4,164			122,852	565,555
小 計		13,150,445	6,570,652	1,957,799	57,000	277,453	765,146	3,522,395
社会保険	3.1.10 国民健康保険事業対策費	1,214,592	138,249	475,715			107,187	493,441
	3.2.6 介護保険事業対策費	2,281,423	122,107	57,358			375,111	1,726,847
	3.2.7 後期高齢者事業対策費	2,270,834		346,466			343,419	1,580,949
	小 計	5,766,849	260,356	879,539			825,717	3,801,237
保健衛生	4.1.1 保健衛生総務費	417,077	17,026	7,978	50,000	158,994	32,672	150,407
	4.1.2 予防費	773,392	2,749	12,594		134,698	111,242	512,109
	4.1.6 病院費	1,119,178	6,560				198,556	914,062
	4.1.7 診療所費	139,130		27,432		111,698		
	小 計	2,448,777	26,335	48,004	50,000	405,390	342,469	1,576,579
合 計		21,366,071	6,857,343	2,885,342	107,000	682,843	1,933,332	8,900,211

※ 表中の事業名は、決算事項別明細書の目の名称により区分しているものですが、総務省からの通知に基づき、事務費等を除いているため、表中の各経費と決算事項別明細書の各目の決算額は、一致しません。

石巻市の令和6年度 9月補正予算の概要

1 各種会計補正予算総括表

(単位:千円)

会 計 区 分	現計予算額 (A)	補 正 額 (B)	計 (A) + (B)
一般会計	74,914,175	▲ 744,299	74,169,876
特別会計	34,761,088	173,238	34,934,326
水産物地方卸売市場事業	373,224		373,224
国民健康保険事業	16,705,118	16,991	16,722,109
後期高齢者医療	2,315,079	19,961	2,335,040
介護保険事業	15,367,667	136,286	15,503,953
公営企業会計	20,889,794	▲ 199,690	20,690,104
病院事業	5,996,586		5,996,586
下水道事業	14,893,208	▲ 199,690	14,693,518
合 計	130,565,057	▲ 770,751	129,794,306

2 一般会計の主な内容

今回の補正予算は、令和5年度決算に係る各種事業の精算に伴う経費のほか、再編する投票区を適用して行われる市長選挙及び市議会議員補欠選挙に要する経費、宮城県代表として石巻市消防団が出場する全国消防操法大会に要する経費などを措置したもの。

【 歳 入 】

区 分		現計予算額 (A)	補 正 額 (B)	計 (A)+(B)
特 定 財 源	国庫支出金	10,493,543	19,025	10,512,568
	県支出金	4,468,162	1,411	4,469,573
	分担金及び負担金	458,739	0	458,739
	使用料及び手数料	1,368,157	0	1,368,157
	財産収入	370,689	0	370,689
	寄附金	38,271	116,352	154,623
	繰入金	3,497,345	92,791	3,590,136
	諸収入	1,889,656	0	1,889,656
	市債	3,631,800	0	3,631,800
一般財源		48,697,813	▲ 973,878	47,723,935
計		74,914,175	▲ 744,299	74,169,876

「一般財源内訳」

(単位:千円)

〔今回補正額〕	▲ 973,878
財政調整基金繰入金	▲ 1,595,231
市税	▲ 551,973
地方特例交付金	536,795
地方交付税	▲ 308,403
国庫支出金	1,734
繰越金	950,000
市債	▲ 6,800
〔現計予算額〕	48,697,813
市税	19,527,305
地方譲与税	803,739
各種交付金	4,162,400
地方交付税	19,537,800
使用料及び手数料	157,850
県支出金	537
財産収入	106,430
寄附金	1
繰入金	4,215,363
繰越金	1
諸収入	34,387
市債	152,000

●	1款	市税	-----	▲ 551,973	4
	(1)	市民税	▲ 551,973		
●	9款	地方特例交付金	-----	536,795	6
	(1)	減収補てん特例交付金	536,795		
		定額減税減収補てん特例交付金分	551,973		
		住宅借入金等特別税額控除減収補てん特例交付金分 等	▲ 15,178		
●	10款	地方交付税	-----	▲ 308,403	8
	(1)	普通交付税	▲ 308,403		
●	14款	国庫支出金	-----	20,759	10
	(1)	介護保険低所得者保険料軽減負担金(過年度分)	1,734		
	(2)	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金(生活保護適正実施推進事業)	750		
	(3)	社会資本整備総合交付金(地域住宅事業・公的賃貸住宅分)	18,275		
●	15款	県支出金	-----	1,411	14
	(1)	教育支援体制整備事業費補助金	1,411		
●	17款	寄附金	-----	116,352	16
	(1)	がんばる石巻応援寄附金	116,252		
	(2)	地方創生応援税制寄附金	100		
●	18款	繰入金	-----	▲ 1,502,440	18
	(1)	財政調整基金繰入金	▲ 1,595,231		
	(2)	がんばる石巻応援基金繰入金	24,000		
	(3)	長寿社会対策基金繰入金	9,716		
	(4)	市営住宅管理運営基金繰入金	59,075		
●	19款	繰越金	-----	950,000	20
	(1)	前年度繰越金	950,000		
●	21款	市債	-----	▲ 6,800	22
	(1)	臨時財政対策債	▲ 6,800		

【歳出】

千円 事項別
ページ

注) 「財源振替」のみの事業は省略

● 2 款 総務費

(1) 出納事務関係費□	-----	3,340	24
・ 学校給食費の直接徴収に伴うシステム改修に要する経費			
財務会計システム改修業務委託料	650		
総合収納システム改修業務委託料	2,690		
(2) 移住定住推進関係費□	-----	24,000	24
・ 市外からの移住定住を促進するために交付する定住促進住宅取得等補助金の増額			
定住促進住宅取得等補助金	24,000		
(3) がんばる石巻応援基金費（積立金）	-----	116,151	24
・ がんばる石巻応援寄附金（5月～6月 寄附分）	116,151 7,896件		
(4) 震災復興基金費（積立金）	-----	6,613	24
・ 令和5年度決算に伴う剰余金積戻し	517		
・ 保証料補給事業に係る返戻金	6,096		
(5) 公共施設等整備基金費（積立金）	-----	47,500	24
・ 繰越金の一部を公共施設等整備基金に積み立てるもの			
(6) 市長選挙及び市議会議員補欠選挙執行費	-----	11,231	26
・ 再編する投票区を適用して行われる市長選挙及び市議会議員補欠選挙に要する経費			
職員手当等	1,500 需用費(消耗品費、印刷製本費)	9,200	
役務費(通信運搬費、広告料)	311		
選挙啓発ポスター等作成業務委託料	220		

● 3 款 民生費

(1) 福祉関係国県補助金等返還金	-----	252,118	28
・ 前年度決算に伴う国県補助金等返還金			
国県補助金等返還金	252,118		
(2) 障害者福祉費	-----	616	28
・ 令和6年度障害福祉サービス報酬改定に伴うシステム改修に要する経費			
障害者福祉システム改修業務委託料	616		
(3) 国民健康保険事業対策費	-----	16,991	28
・ 国民健康保険事業特別会計への繰出金の増額			
繰出金	16,991		
(4) 介護保険事業対策費	-----	730	30
・ 介護保険事業特別会計への繰出金の増額			
繰出金	730		
(5) 後期高齢者医療対策費	-----	250	30
・ 後期高齢者医療特別会計への繰出金の増額			
繰出金	250		

(6) 生活保護事務費	-----	1,734	32
・ 生活保護法の改正に伴うシステム改修に要する経費			
生活保護システム改修業務委託料	1,734		

● 4 款 衛生費

(1) 下水道事業費(浄化槽整備事業分)	-----	▲ 20	34
・ 令和5年度決算に伴う下水道事業会計(浄化槽整備事業分)の予算整理による			
下水道事業会計補助金	▲ 20		

● 6 款 農林水産業費

(1) 下水道事業費(農業集落排水事業分)	-----	▲ 74,762	36
・ 令和5年度決算に伴う下水道事業会計(農業集落排水事業分)の予算整理による			
下水道事業会計補助金	▲ 74,762		

● 8 款 土木費

(1) 下水道事業費	-----	▲ 1,242,971	40
・ 令和5年度決算及び資本費平準化債の制度改正に伴う下水道事業会計の予算整理による			
下水道事業会計補助金	▲ 1,213,410		
下水道事業会計負担金	▲ 29,561		
(2) 市営住宅管理費	-----	68,850	42
・ 社会資本整備総合交付金の内示に伴う市営住宅の解体撤去に要する経費			
需用費(消耗品費)	50	市営住宅解体撤去工事	68,800
(3) 復興公営住宅管理費	-----	8,500	42
・ 三ツ股第三復興住宅の排水管修繕に要する経費			
需用費(修繕料)	8,500		

● 9 款 消防費

(1) 消防団費	-----	3,300	44
・ 石巻市消防団石巻地区団の全国消防操法大会出場に要する経費			
団員報酬	2,300		
その他経費(バス借上料、消防団運営交付金)	1,000		
(2) 消防自動車関係費	-----	700	44
・ 石巻市消防団石巻地区団の全国消防操法大会出場に要する経費			
需用費(燃料費、修繕料)	700		

● 10款 教育費

(1) 特別支援教育事業費口	-----	7,600	46
・ 医療的ケア対象児童の追加に伴う経費			
訪問看護業務委託料	7,600		
(2) 体育館管理費	-----	3,230	48
・ 石巻市総合体育館のボイラー修繕に要する経費			
需用費(修繕料)	3,230		

3 特別会計及び公営企業会計の主な内容

千円 事項別
ページ

● 国民健康保険事業特別会計 ----- 16,991 63

歳 入	16,991
(1) 繰入金（一般会計繰入金）	16,991
歳 出	16,991
(1) 総務費（総務管理費、徴税費）	16,991

- ・ 国民健康保険システムの新システム移行スケジュール変更に伴う保守費用の増額及び郵便料金の改定に伴い不足する通信運搬費の増額

● 後期高齢者医療特別会計 ----- 19,961 75

歳 入	19,961
(1) 繰入金（一般会計繰入金）	250
(2) 繰越金	19,711
歳 出	19,961
(1) 総務費（徴収費）	250
(2) 後期高齢者医療広域連合納付金	19,711

- ・ 令和5年度決算に伴う予算整理及び郵便料金の改定に伴い不足する通信運搬費の増額

● 介護保険事業特別会計 ----- 136,286 89

歳 入	136,286
(1) 支払基金交付金（介護給付費交付金）	6,255
(2) 繰入金（一般会計繰入金、基金繰入金）	130,031
① 一般会計繰入金	730
② 財政調整基金繰入金	129,301
歳 出	136,286
(1) 総務費（徴収費、介護認定審査会費）	730
(2) 諸支出金（償還金）	135,556

- ・ 令和5年度決算に伴う予算整理及び郵便料金の改定に伴い不足する通信運搬費の増額

【収益的収支】

収 入	▲ 90,250
(1) 営業収益（他会計負担金）	▲ 29,561
(2) 営業外収益	▲ 60,689
① 他会計補助金	▲ 134,676
② 長期前受金戻入	73,877
③ その他営業外収益	110
支 出	▲ 199,690
(1) 営業費用（雨水排水ポンプ場費、減価償却費）	▲ 209,649
(2) 営業外費用（支払利息及び企業債取扱諸費）	9,959

- ・ 令和5年度決算に伴う予算整理のほか、雨水排水ポンプ場費及び企業債利息を増額するもの

【資本的収支】

収 入	77,084
(1) 企業債	1,230,600
(2) 補助金（他会計補助金）	▲ 1,153,516

- ・ 令和5年決算に伴う予算整理及び資本費平準化債の制度改正に伴う企業債の増額

4 債務負担行為

【一般会計】（追加）

（単位：千円）

事 項	期 間	限 度 額
選挙公報作成業務	令和6年度から 令和7年度まで	1,664
選挙システム運用支援業務	令和6年度から 令和7年度まで	2,200
選挙時オペレーションサポート業務	令和6年度から 令和7年度まで	275
選挙公報音声データ作成等業務	令和6年度から 令和7年度まで	167
選挙事務運営補助業務	令和6年度から 令和7年度まで	19,316
選挙ポスター掲示板製作設置等業務	令和6年度から 令和7年度まで	38,280
選挙啓発看板・横断幕製作設置等業務	令和6年度から 令和7年度まで	697
選挙投票所入場券作成業務	令和6年度から 令和7年度まで	2,443
選挙候補者等配布用地図ライセンス使用料	令和6年度から 令和7年度まで	142
期日前投票バス借上料	令和6年度から 令和7年度まで	1,265

令和6年石巻市議会第3回定例会追加提出議案一覧

1 条例外議案（2件）

（1）第100号議案 訴えの提起について

＜内 容＞

再三の催告等にもかかわらず災害援護資金貸付金を長期にわたり滞納している者11名に対し、本年7月30日に石巻簡易裁判所へ支払督促の申立てを行ったところ、その後、1名の相手方から分割納付したい旨の異議申立てがあり、民事訴訟法第395条の規定により支払督促申立ての際に訴えの提起があったものとみなされ、訴訟手続に移行するに当たり、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるもの。

（2）第101号議案 人権擁護委員候補者を推薦するにつき意見を求めることについて

＜理 由＞

人権擁護委員の田中 憲夫 氏、三浦 直人 氏、阿部 悟 氏、小松 龍哉 氏が、本年12月31日をもって任期満了となり、また、委員1名が欠員となっておりますことから、その後任候補者の推薦について仙台法務局長から依頼があり、慎重に選考してまいりましたが、人格、識見ともに高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護に関して理解のある小松 龍哉 氏を引き続き、三浦 浩 氏、佐々木 恵子 氏、宇佐美 純子 氏、川村 瑞隆 氏を新たな候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるもの。

2 委員会提出議案（1件）

（1）委員会提出議案第2号 保育公定価格の地域区分見直しに関する意見書

＜内 容＞

石巻市の保育公定価格の地域区分は、その他の地域（加算率：0％）に分類されており、宮城県内の他の市町（加算率：3％～10％）と公平になるよう保育公定価格の地域区分の見直しを強く要望する。

地域区分	該当市町
3／100（加算率：3％）	塩釜市・名取市・村田町・利府町
6／100（加算率：6％）	仙台市・富谷市・七ヶ浜町・大和町 ※
10／100（加算率：10％）	多賀城市
その他の地域（加算率：0％）	石巻市のほか、上記以外の市町村

※大和町は暫定措置

保育に係る保育公定価格の地域区分は、原則として国家公務員及び地方公務員の地域手当に係る支給割合（人事院規則 9－49（地域手当））に準拠するとされている。

人事院規則 9－49（地域手当）は、人事院の給与構造改革により平成 17 年に新設・導入されたもので、首都圏や都市部などの物価の高い地域に勤務する公務員に対して支給される手当であって、勤務地によって生じる支出の差を埋めるための制度である。

もし、物価を準拠とし地域区分を設定するのであれば、石巻市が他の市町よりも物価が低いということになるが、そのような客観的事実はない。

社会福祉事業は典型的な労働集約型の事業であり、経費の 80％以上が固定費（主に人件費）と言われており、法人の経営努力だけでは収益の改善は困難な状況である。

社会福祉事業は、社会生活を支える基盤事業で、いかなる状況下でも事業を継続することが使命であり、適正な事業収益を確保できないと継続は困難である。

人事院規則 9－49 第 16 条では、給与法第 11 条の 3 第 1 項の人事院規則で定める地域及び同条第 2 項の地域手当の等級については、10 年ごとの見直しが通例とされており、前回は平成 26 年に見直されたところではあるが、公務員の地域手当に係る支給割合に準拠されることなく、不公平感のない公平な見直しをされることを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、

内閣府特命担当大臣（こども政策・少子化対策）に意見書を提出するもの。